○上尾伊奈資源循環組合管理者の専決処分事項の指定について

令和５年４月１１日議決第２６号

上尾伊奈資源循環組合管理者の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１８０条第１項の規定により、上尾伊奈資源循環組合管理者の専決処分事項として、次のとおり指定する。

(1) 法令により組合の義務に属する１件１００万円以下の損害賠償の額を定めること。

(2) １件１００万円以下の事件について和解（ただし、裁判上の和解を除く。）すること。

(3) 前２号の事項に関し予算を定めること。

(4) 工事又は製造の請負契約について、当初契約金額をその１００分の５以内（ただし、その変更額又は変更額の累計額が１，５００万円を超える場合を除く。）において増額し、又は減額すること及び工期又は納期を１月以内において延長すること。

(5) １件１０万円以下の権利を放棄すること。

(6) 法令により当然必要とする条例（分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例を除く。）を改廃すること。